

郵 郵 経 第 3004 号
平成 18 年 5 月 22 日

公正取引委員会 様

日 本 郵 政 公 社

「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」(案) に対する意見

「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」(案) に対して、別添のとおり意見を提出します。

連絡先
日本郵政公社

住所
電話
FAX

「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」(案) に対する意見

はじめに

郵政民営化では、民営化後の郵便事業株式会社に引き続きユニバーサルサービス提供義務が課され、一方、郵便事業株式会社は、国際的な物流市場をはじめとする新分野へ進出を図ることとされた。

これを受け、経営の自由度の拡大を通じて、良質で多様なサービスを安い料金で提供することが、民営化後の郵便事業株式会社の最重要経営課題の一つとして位置づけられた。

日本郵政公社（以下「公社」という。）は、引き続き郵便事業株式会社の義務とされたユニバーサルサービスの提供に関しては、「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」(案)（以下「公取報告書案」という。）が提言するように税等の外部資金に頼るのでなく、自らの経営努力による生産性の向上や新規分野への挑戦を通じた事業分野の拡大により実現することを目指し、総務省「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」においては、そのような経営努力を行うのに必要な期間をいわばファーストステージとして設けるよう、欧州の自由化にならった段階的な自由化を要望した。

公取報告書案は、この民営化後の郵便事業株式会社の最重要経営課題の一つと位置づけられる新規事業を通じ良質で多様なサービスを安い料金で提供することに関し、その料金は、信書分野との共通費用の全てをカバーするに必要なだけ高いものでなければ独占禁止法違反の疑いがあるとの「スタンドアローンコスト方式」を提言した。

しかし、この方式は、JRをはじめとする我が国の民営化企業の関連事業に関する基準や欧米における郵便事業の競争分野の事業に関する競争当局等の基準とも全く異なる方式である。この方式による独占禁止法違反の判断基準は、バランスを欠き、民営化後の郵便事業株式会社の新規事業を著しく制約し、郵政民営化の基本的な考え方とも相容れないものである。

また、公取報告書案は、イコールフットィングの名の下に、競争事業者にとって不可欠な設備としての要件を備えない郵便ネットワークの利用に関する接続規制の導入や郵便事

業のために設けられた制度等を「公的特権」とし、原価算定基準に反映することを検討する等の提言を行っている。

しかし、競争事業者とのイコールフットINGの確保に関しては、まさに、そのために、郵政民営化委員会が内閣総理大臣を本部長とする全大臣構成の郵政民営化推進本部の下に設けられ、郵便事業株式会社の新規事業に関し、同種の業務を行う事業者を不当に害することのないことが担保される。

今年2月には国際物流に関する収支公表基準に係る総務省令（日本郵政公社の国際貨物運送に関する事業に係る業務等に関する規則）が公布され、郵政民営化の準備がいわば政府全体の取組として進められる中、今般、国際物流等の新規事業等に関し全く異なる考え方の公取報告書案が発表され、郵政民営化に関する準備に対する混乱要因となりかねない状況である。

特に、新規事業を著しく制約する世界にも例を見ない「スタンドアローンコスト方式」については、それを我が国の競争当局が、仮に試案であるとしても提言することは、国際物流業務の開始という郵政民営化準備期間中の最重要課題への障害にもなりかねないものである。

公取報告書案は、広く意見を求めるための報告書案との位置づけと考えられるが、最終報告書においては、本意見書を十分考慮され、バランスの取れた提言が行われることを要望する。

意見

- 1 公取報告書案の提言する「スタンドアローンコスト方式」はバランスを欠いた基準であり、郵政民営化の基本的な考え方とも相容れない（「スタンドアローンコスト方式」の問題点）（別紙1））
 - (1) 公取報告書案は、公社が、信書送達業務と非信書送達業務に係る「範囲の経済」を有しているので、イコールフットINGの観点から、国際物流等の競争分野の事業が信書送達業務との共通費用の全てを負担する「スタンドアローンコスト方式」による価格規制等が必要としている。
 - (2) しかし、これは、公社が信書送達業務と非信書送達業務を兼業することの経済性を過大評価する一方、次のようにバランスを欠いた検討となっている。
 - ア 公社がユニバーサルサービス提供義務を課されていることによる負担が考慮されていないこと。
 - イ 公社の業務範囲が限られており、競争事業者が有する「範囲の経済」（兼業メリット）を有していないことが考慮されていないこと。
 - ウ 競争事業者も都市部の宅配便等に関しては公社を上回る密度のネットワークを有しており、その「範囲の経済」を活用することができること。
 - エ 競争事業者のメール便は郵便市場全体が縮小する中で公社のシェアを奪う形で急速に成長しており、ゆうパック、国際物流等については市場シェアが著しく低いことなどの実際の競争状況が考慮されていないこと。
 - オ JRをはじめとする民営化公益事業等に関して採られてきた共通費用を適切に事業間で配分する方式とも異なること。
 - (3) また、次のとおり、「スタンドアローンコスト方式」は、郵政民営化の基本的な考え方とも相容れない。
 - ア 郵政民営化は、IT等の影響で郵便物の減少傾向が避けられず、このままではジリ貧（「骨格経営試算」平成16年11月 郵政民営化準備室）となり、サービスの低下や国民負担増大のリスクがあるところ、これまでの郵便局ネットワークや郵便ネットワークを基礎に新たな分野に進出することにより、このジリ貧状況を打破し、ひいては、ユニバーサルサービスも維持しようとの哲学で進められた。
 - イ すなわち、平成16年9月に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」にもあり、「郵政公社の4機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険）が有する潜在力が十分に発揮され、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスが安い料金で提供が可能になり、国民の利便性を最大限に向上させる。」とし、そして「郵便事業会社においては、国際的な物流市場をはじめとする新分野への進出を図る。」とされたものである。
 - ウ そして、民間とのイコールフットINGの確保に関しては、郵政民営化委員会に

よって、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないかのチェックが行われ、郵便等の業務の遂行に支障のない範囲での新規業務が総務大臣認可により認められることとなっている。

エ 公取報告書案が提言する、郵便事業株式会社の新規事業が信書送達業務との共通費用の全てを負担する方式は、郵便事業株式会社の新規事業を著しく制約し、同種業務事業者の利益に配慮しつつ、郵便の業務を基礎に、適切な共通費用の負担を行った上で、郵政民営化が目指す良質で多様なサービスを安い料金で提供することを不可能にするものであり、郵政民営化の考え方とも相容れないものである。

2 不可欠設備でない郵便ネットワークに特別の規制を行う必要はない（「接続規制の問題点」（別紙2）」）

- (1) 公取報告書案は、電気通信事業やエネルギー産業で採られているような接続規制を、郵便ネットワークのアクセスにおいて採用することを提言している。しかし、郵便ネットワークは、これらの産業と異なり、メール便等の拡大からも明らかのように、その事業には特別の施設を要するものではなく、不可欠設備ではないので、特別の規制は不要である。
- (2) また、郵便物差出代行事業者等による郵便ネットワークの利用については、事前に郵便番号毎に区分等された大量の郵便物に対する割引制度によって既に実現されている。
- (3) なお、平成12年の公正取引委員会「政府規制等と競争政策に関する研究会」の報告書においても、「郵便局の配達網の接続について、特別な規制を行う必要性はないと考えられる。」と指摘している。

3 公取報告書案の「公的特権論」は法律上の根拠がない

- (1) 公取報告書案は、EUにおける「ステート・エイド」（以下「国家補助」という。）に関する判例として、リザーブドエリアを有するラ・ポストが市場条件より安くその子会社に対し物流業務等を行ったことがEU条約違反に問われたと紹介し、我が国においては、国家補助に係る法律上の競争ルールは存在しないが、同様の趣旨から、道路交通法上の規制免除、転居届、簡易通関を公社の「公的特権」として、原価算定基準に反映することの可能性を示唆している。
- (2) しかし、ラ・ポスト事案は、その上告審で、下級審や公取報告書案が提言する郵便ネットワークを有する事業者の兼業による実際コストによらぬ仮想的な費用基準の考え方が退けられたケースである。
- (3) また、国家補助は、単一市場形成を目指す欧州において、加盟各国が自国産業の優位性確保のためにこれを用いることを防止すること等を念頭に導入された制度で、我が国においては実定法上の根拠はなく、公取報告書案の議論は政策論、立法論の域を出ないと考えられる。
- (4) 公取報告書案が公社の公的特権とする制度については、それぞれの根拠法等におい

てその必要性和適用範囲が考慮され定められており、仮に当該業務により費用削減効果があったとしても、その費用削減効果を除外した料金算定をしなければ不公正な取引を構成するということはない。

- (5) なお、公取報告書案において公社の公的特権とされる事例については、以下のとおり、国家補助でも公的特権でもない。

ア 道路交通法上の運用については、今般の同法改正を踏まえ所管省庁において検討が行われると考えられるが、郵便については、ユニバーサルサービス提供義務とのバランスやバイク及び自転車を主体とする配達モデルが考慮され、現在の運用が行われていると考えられる。

イ 転居届は、電気、ガス、電話等と同様、移転等に際し利用者から任意で情報が寄せられる制度である。郵政民営化後に適用される郵便法（以下「改正郵便法」という。）第35条は、郵便事業株式会社の利用者に対する義務を定めた利用約款に相当する私法的法律関係を定める規定であるに過ぎない。

ウ 簡易通関（郵便通関）については、万国郵便条約に基づき外国との間で交換される国際郵便物を簡便・迅速に通関するため、その特性（差出人から外国の受取人に一方的に送られる性質（受取人は内容物が何かを知らない）を有し、輸出入手続に不慣れな個人が利用することが想定され、また、小口でその取扱量は大量であること等）を考慮して、諸外国と同様に、利用者のために設けられているものであり、公社に対して特権を与えているようなものではない。

このような郵便通関については、税関手続に関する国際協定である「京都規約」の附属書において、一般貨物と異なる手続が規定されており、その必要性が国際的にも認められているところ。

4 外部資金によるユニバーサルサービス維持は民営化を踏まえた公社の方針と相容れない

- (1) 公取報告書案は、新規参入者による大都市市場等のクリームスキミングを認める形での制度設計が望ましいとし、一方、クリームスキミングで困難となるユニバーサルサービス維持については、ユニバーサルサービス基金や国からの補助金及び税金免除といった外部資金による補助の仕組みを提言している。
- (2) しかし、補助金や税金免除については、欧州のユニバーサルサービス対象業務に係るVAT（付加価値税）免除の額が、英独仏等の欧州主要国でそれぞれ二千数百億円と推計（参考資料1）されるところ、このような外部資金によるユニバーサルサービスの維持は社会的コンセンサスが得られにくいと考えられる。（経済財政諮問会議における財務大臣発言「現に3つのユニバーサルサービスはお金を入れなくてやっているわけだから、ユニバーサルサービスをやったらお金を入れろという議論は本末転倒である。」）
- (3) また、公取報告書案が提言するユニバーサルサービス基金は、ユニバーサルサービスの維持コスト負担の大半を長距離事業者のアクセスチャージや基本料金に依存し、

全体としては数％程度の位置づけしかない電気通信分野の基金の考え方を前提としており、適当ではない。

- (4) 郵便については、全国均一料金のため、地域間サービスから地域内サービスを補助する仕組みが作れず、アクセスチャージに相当する制度がないこと、基本料金に相当する制度がないこと、通話毎にコンピュータで捕捉可能な電気通信と異なり、ポスト投函のように無記録で引受け・配達されるものであることから、複雑な費用負担の仕組みがとれないこと、人件費が8割程度を占める労働集約的産業であること等、その特性を十分踏まえて検討することが必要である。
- (5) 公社としては、民営化による経営自由度の拡大を契機とした、生産性向上等による企業体質の向上や業務範囲の拡大による郵便事業への依存度を減らすことを通じて、ユニバーサルサービスの維持確保を目指すこととし、合理化等に必要な十分な準備期間（ファーストステージ）を欧州のような段階的自由化により確保するよう、総務省の「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」で要望したところである。

5 欧州競争当局等における決定や理論的検討と異なる

- (1) 公取報告書案は、主として欧州の事案やそれに対する論文を参考に競争政策上の問題を考察している。
- (2) 具体的には、①リザーブドエリアを有する事業者による競争分野商品の料金設定が競争法違反の内部相互補助となる条件が問われたドイツポスト事案、②エクスプレス事業を行う子会社からの業務受託料金が EU 条約により禁じられている国家補助に該当する条件が問われたラ・ポスト事案であるが、これらの事案の最終的結論は、①ドイツポスト事案については、競争分野の商品の価格が増分費用をまかなえていない場合は競争法（第 82 条）上問題であり、②ラ・ポスト事案については、支援業務に係る追加的可変費用に加え、郵便ネットワーク使用に伴う適切な固定費への貢献と資本コストをカバーしているかどうかを判定基準とする、というものである。
- (3) しかるに、公取報告書案は、これらの事案に係る少数の批判論文の存在等を理由に、日本において異なる考え方をとるべき明確な理由を示すことなく、これらの事案における欧州競争当局等の結論と異なる考え方を採るべきとしている。
- (4) ①ドイツポストに相当する事案に関しては、「スタンドアローンコスト方式」、すなわち、競争分野の事業のサービスの価格が信書分野との共通費用の全てをカバーしていない場合は独占禁止法上問題であるとし、②ラ・ポストに相当する事案に関しては、欧州上告審の結論が公取報告書案が提言する「スタンドアローンコスト方式」でなく総費用配賦方式に相当すると考えられるのに、それが公取報告書案本体において紹介されておらず、また、その結論を踏まえた検討が行われていない。
- (5) このように公取報告書案は、欧州事案を出発点としながら、それらと異なる基準や政策を、明確な理由なく我が国の郵便分野のみに適用しようとしている。
- (6) 特に、公取報告書案の「スタンドアローンコスト方式」は、欧州の競争当局が採用

した増分費用基準による価格規制方式、欧州の郵便規制当局及び我が国の総務省が採用した総費用配賦方式と比べ、経済学的な裏づけを有しているとは言いがたく、それを採用する明確な理論的な理由が示されずに提言された。(参考資料2)

6 バランスのとれた公正な提言を要望

公社としては、郵便事業株式会社が引き続きユニバーサルサービス提供義務を課されていること、郵政民営化において新規事業が重要な意義を有すること、欧州競争当局等における既存郵便事業体の競争分野での活動に関する決定や理論的検討が公取報告書案と異なるものであること等を十分考慮され、今回の意見募集を踏まえた最終報告書においてバランスの取れた提言が行われることを要望する。

「スタンドアローンコスト方式」の問題点

- 1 経済学的基礎がなく、社会的厚生を最大化、資源の適正配分とならない
 - (1) 一般に略奪価格の判定においては、限界費用が理論上の下限として用いられ、「スタンドアローンコストは価格の上限を見極めるために用いられる」(Predation in a Regulated Industry, Doyle, Seabright 1994)
 - (2) 限界費用の下限とスタンドアローンコストの上限の間隔の中で、限界費用の代用やセクター毎の最適化として可変費用、増分費用、回避可能費用等の様々な費用概念が用いられる。(参考資料2)
 - (3) なお、限界費用の下限と単独費用の上限の間隔の中から、規制当局は、総費用配賦方式を現実的な妥協として採用することがあり、会計規則もそれに依拠する場合が多い。(Baumol and Sidak (1994) page56 (Doyle, Seabright 1994, 21 頁で引用))
 - (4) したがって、単独費用を略奪価格判定の下限とする公取報告書案の理論的な支持は殆どないと考えられる。
 - (5) 単独費用を下限でなく上限とする点に関しては、公取報告書案が、欧州決定を批判する例として引用する「欧州公共政策研究所のニコラデス教授」の解説においても、補助すべき超過利益の存否のテストとして、補助する側のサービスにおいて価格が単独費用以下であることとして紹介されている。(ニコラデス、391 頁)
 - (6) そして、「略奪的価格ルールは、競争事業者による非効率な参入を起こすこととなるので、スタンドアローンコストより上の価格をつけるよう既存事業者を制約すべきでない。」とされる。(Doyle, Seabright 1994)
 - (7) なお、「反略奪価格テストは非効率な競争者からしばしば競争効果を弱めるために利用される。」ともされる。(Roberts, 1987 (上記 Doyle, Seabright で引用))
 - (8) 公取報告書案の「スタンドアローン方式」を適用した場合、公社の信書分野の料金は引き下げられ、非信書分野の料金は引き上げられることになるが、公社が非信書分野で高価格を設定する結果、民間事業者の料金引上げ、非信書市場への非効率的な費用構造をもつ民間事業者を含む過剰な参入となり、効率的な市場が形成されない可能性がある。また反面では、競争市場における既存民間事業者は、後述するように「範囲の経済」も有することから、公取報告書案における「新規参入者が参入する場合には、スタンドアローンコストに相当する費用を必要とする」との指摘は、単一生産企業形態という当該市場には適合しない非効率な参入を促す可能性がある。
 - (9) 実際、同一の形状の定形封筒に請求書のような信書が入ったものと、チラシのような非信書が入ったものが、それぞれ同一の配達先に配達される場合を想起すれば直ぐ分かるように、基本的には信書・非信書にかかわらず送達コストは同一である。

- (10) 共通費用の全額負担により、例えば、本来 80 円のサービスに対し 85 円の価格をつけるよう強制すれば、85 円以下で様々な参入が行われるが、それは郵便法の観点からも、競争法の観点からも適切な状態とはいえないと考えられる。「郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること」。
(改正郵便法による料金規制 (第 67 条第 2 項第 1 号))

2 欧州の同様事案に採用された方式と異なる方式をとる理由が不明

- (1) 欧州の同様事案 (ドイツポスト) は、インクリメンタルコスト (増分費用) 方式に基づく分析をすることにより不当な内部相互補助があったかどうか判定されている。
- (2) 他方、公取報告書案は、「スタンドアローンコスト方式」によるべきとしている。
- (3) その理由として、公取報告書案 29 ページにおいて以下のように記述されている。
- 「独占領域を有する事業者が、独占領域において専有している範囲の経済を活用して、競争分野で事業活動を行う行為については、競争業者が同じビジネスモデルを採ることによって対抗することができないことからイコールフットINGを欠くことになる。また、範囲の経済が大きな場合には、競争業者がいかに効率的な事業を行ったとしても対抗することはできず、市場からの退出を余儀なくされ、実質的な競争制限に至ることが懸念される。」「したがって、独占禁止法の適用においては、個別事案ごとに検討を行うことが必要であるが、一般的な考え方としては、独占領域を有する事業者が、専有している範囲の経済を用いて競争分野において行う事業については、スタンドアローンコスト方式で原価の判断を行うことが適切である。」
- (4) しかし、「競争業者が同じビジネスモデルを採ることによって対抗することができないことからイコールフットINGを欠くことになる。」といったことは、欧州でも同じ状況であるはずであり、なぜ、同じ状況の事案に欧州委員会の決定と異なる方式を採用するのか、何ら理由が示されていない。

3 ユニバーサルサービス提供義務に伴う負担が考慮されていない

- (1) 公取報告書案は、「競争業者が同じビジネスモデルを採ることによって対抗することができないことからイコールフットINGを欠くことになる。」としているが、そのイコールフットING論には、ユニバーサルサービス提供義務に伴う負担が考慮されていない。
- (2) その負担には、郵便局設置義務、差出箱設置義務、全国均一料金規制等が含まれ、郵便局設置義務についていうと、平成 16 年度郵便局別損益によると、集配業務を行わない郵便局 (無集配郵便局) の設置に伴う赤字額総額は約 1400 億円に達する。
- (3) 競争事業者は、郵便事業株式会社と全く同じビジネスモデルを採ることはできないが、反面、郵便事業株式会社が負うユニバーサルサービス提供義務に伴うコスト負担から免れている。イコールフットINGの議論は、このような言わば「コインの両面」を考慮して行われるべきである。

4 競争事業者も「範囲の経済」を有する

- (1) 公社の競争分野（非信書分野）で宅配便、メール便及び国際物流サービスを提供している主要民間事業者は、これらのサービスを開始する前から特別積合せ運送事業者（旧路線トラック事業者）としての業務を行っていた。
- (2) このため、民間事業者が上記競争サービスを開始した時には必ずしもスタンドアローンコストを負担していない。
- (3) また、競争事業者も都市部の宅配便の配達網に関しては公社を上回る密度のネットワークを有し、その範囲の経済を活用してメール便事業に参入していると考えられる。
- (4) さらに、民間事業者は、公社や郵便事業株式会社のような業務範囲の制約がない。
- (5) 下記に掲げるものは、ある運送事業者の営業種目であるが、非常に広範な関連業務を持っており、相当な「範囲の経済」の存在が伺われる。

貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、自動車整備事業、倉庫業、荷造梱包業、海上運送事業、港湾運送事業、通関業、航空運送代理店業、旅行業、不動産の売買、賃貸借、仲介並びに管理、損害保険代理業、割賦債権及びその他金銭債権買取業、金銭貸付業、集金代行業、クレジットカード業、ファクタリング業、物品の売買及び輸出入業、情報の提供サービス業、喫茶店、レストラン、旅館その他の宿泊施設の経営、音楽、演劇、映画、美術展、スポーツ等各種催し物の開催及び入場券の販売、取次業、有価証券の保有、運用、一般廃棄物処理業、害虫駆除業、労働者派遣事業、警備業、ビル清掃業、陸上運送事業、道路旅客運送事業、自動車のレンタル、駐車場業、土木建設計画及び設計・施行・監理

- (6) これに対し、公社の郵便事業は、基本的には郵便の業務と印紙売りさばきの業務に限られており、民営化後の郵便事業株式会社については、郵便事業株式会社法第3条第3項において、「会社は、前二項に規定する業務（郵便、印紙売りさばき、お年玉付郵便葉書の発行等）のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる」に過ぎない。
- (7) このように、民間事業者については、公社や民営化後の郵便事業株式会社のような業務範囲の制約がなく、より大きな「範囲の経済」を実現することが可能であると考えられる。
- (8) さらに、民間事業者は上記事業への料金設定に当たって増分費用を適用することが可能である。（民間事業者は上記事業別の損益情報を明らかにしていないため、料金設定に当たりどの方式を採用しているかは不明）。

5 実際の競争状況は、民間事業者が市場から退出を余儀なくされる状況でない

- (1) 公取報告書案においては、「範囲の経済の占有」との定性的な分析しか行われておらず、市場シェアなどによる客観的・定量的な競争状態の十分な分析が行われていない。

- (2) この点、実際の市場の状況は、民間事業者が市場から退出を余儀なくされる状況でない。
- (3) つまり、民間事業者は、宅配便市場の93%、メール便市場の14%、国際物流市場の100%の市場シェアを有している。
- (4) 特に、メール便市場については、「信書」該当性に係る基準が厳格に運用されていないことも相まって、平成13年度から16年度の4カ年に、通常郵便物と冊子小包郵便物を合わせた公社の取扱通数が264.6億通から247.0億通に、約18億通(6.6%)減少したのに対し、同時期におけるメール便は、7.8億通から17.4億通に、約10億通(128%)増加した。(参考資料3)
- (5) このように、公取報告書案にあるような「競争事業者がいかに効率的な事業を行ったとしても対抗することはできず、市場からの退出を余儀なくされ、実質的な競争制限に至ることが懸念される」状況とは異なる競争市場の構造となっている。

6 略奪価格規制が想定する競争者の締出し等の可能性がない

- (1) 略奪的価格規制の考え方の基本は、略奪的事業者が増分費用(又は可変費用、回避可能費用等)を下回る価格を設定するという、短期的には当該事業者の損となる「投資」を行い、その投資により、競争事業者を締出し等し、その後、価格を引き上げ、その投資を回収する、という考え方に基づく。
- (2) しかし、上記5のような市場状況では、公社による競争事業者の締出しといった事態は、およそ考えられない。したがって、値下げという投資は回収されることなく、単なる損失となるのみである。
- (3) これに関し、一部の議論には、政府や政府所有の機関は、利益を追求する民間企業と異なる行動原理、すなわち、業務範囲の拡大という行動原理で動いており、利益が出ない、すなわち、値下げという投資が回収できないとしても、そのような反競争的行動をとるので、競争事業者の締出し等の可能性がなくても、略奪的価格設定として問題とすべきというものがある。
- (4) しかし、この議論に拠ったとしても、公社は、中期経営計画で一定の利益を積み上げることが目標とされており、ましてや、民営化後の郵便事業株式会社は、民間企業として利潤を上げることを目的として運営されるため、このような投資の回収可能性がない価格設定について、略奪の意図ありとされる理由がない。
- (5) この点に関し、欧州委員会の「排他型濫用行為に対する条約82条の適用に関するディスカッションペーパー」(以下「ディスカッションペーパー」という。)(32頁)は、平均回避可能費用等のベンチマークで略奪的価格設定の可能性ありと推定されたドミナント事業者は、競争事業者の締出し効果をもつ可能性がないことを示すことにより、この推定を覆すことができる、としている。

7 実際の競争状況では「低価格」による利益回収の可能性もない

上記と同じ趣旨で、ディスカッションペーパー（３５頁）は、ドミナント事業者が、競争事業者の締め出し効果がないこと以外に、利益回収の可能性がないことを示すことによって、略奪的価格ではないとの反論を行うことができるとしている。

8 郵政民営化、郵便法の基本的な考え方と相容れない

公取報告書案は、次のとおり、郵便事業株式会社が、共通経費の適切な配分を行うこと等により、不適切な内部相互補助を行うことなく、適法に兼業の費用削減効果を活用し、その結果、信書分野、非信書分野のいずれにおいても効率の高いサービスを提供することを否定するものである。

(1) 郵政民営化の基本的な考え方との非整合

ア 郵政民営化は、ＩＴ等の影響で郵便物の減少傾向が避けられず、このままではジリ貧（「骨格経営試算」平成 16 年 11 月 郵政民営化準備室）となり、サービスの低下や国民負担の増大のリスクがあるところ、これまでの郵便局ネットワークや郵便ネットワークを基礎に、新たな分野に進出し、このジリ貧状況を打破し、ひいては、ユニバーサルサービスも維持しようとの哲学で進められた。

イ すなわち、平成 16 年 9 月に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」にもあるとおり、「郵政公社の 4 機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険）が有する潜在力が十分に発揮され、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスが安い料金で提供が可能になり、国民の利便性を最大限に向上させる」とし、そして「郵便事業会社においては、国際的な物流市場をはじめとする新分野への進出を図る」とされたものである。

ウ そして、民間とのイコールフットINGの確保に関しては、郵政民営化委員会によって、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないかのチェックが行われ、郵便等の業務の遂行に支障のない範囲での新規業務が総務大臣認可により認められることとなっている。

エ 公取報告書案が提言する、郵便事業株式会社の新規事業が信書分野との共通費用の全てを負担する方式は、同種業務事業者の利益に配慮しつつ、郵便の業務を基礎に、適切な共通費用の負担を行った上で、郵政民営化が目指す良質で多様なサービスを安い料金で提供することを不可能にし、ジリ貧状況を脱し、サービスの低下を防ぎ、国民負担の発生を防ぐという、郵政民営化の考え方と相容れない。

(2) 郵便法の基本的な考え方との非整合

ア また、改正郵便法においては、その料金について、「郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること」、「定形郵便物」の「料金の額が、（中略）、総務省令で定める額（80 円）を超えないものであること」、「定率又は定額をもって明確に定められていること」、「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」等の条件が付されている。（第 67 条第 2 項、第 4 項）

イ これらの郵便法の料金規制においては、例えば、同一の処理コストを有する同一重量・同一形状の定形郵便物について、公取報告書案が求めるように、「範囲の経済の占有」があり、競争事業者とイコールフットINGを欠くから、内容物が信書か非信書かによって料金に差を設けなければならないといったことを想定していない。

ウ むしろ、そのような料金設定は、不当な差別的取扱い等を理由として、料金変更命令の対象にすらなり得ると考えられる。

エ 郵便分野における相互補助に関しては、「競争ルールの郵便セクターの適用に関する欧州委員会告知」（１９９８年）は、「地方における郵便配達を都市の儲かる収入により補助すること」、「留保領域のサービスを競争分野の収入により補助すること」を適法な相互補助とする。

オ 留保領域のサービスと競争分野のサービスをともに行うことは、両分野に共通的な費用をより大きな事業ベースで支えることとなるため、それぞれの分野が効率化する。

カ 例えば、米国では、「競争分野の商品が”institutional cost”（共通費用に相当する概念）にもたらす貢献は、USPS が独占領域で安価な料金を維持することを助けている。」「料金規制委員会は、競争分野の商品は（自らの）コストをカバーするだけでなく、”Institutional cost” に対し 3000 億ドル近くの貢献を 2003 会計年度に行っていると推計する。」とされる。（米国大口差出事業者団体による大統領委員会へのコメント）

キ これらの相互補助に関する考え方を我が国に当てはめると、信書と非信書をともに扱うことによって、配達コスト等の費用削減が行われ、また、大量に引き受けられる非信書分野の収入が信書分野の収入を補い、あるいは、非信書分野の収入が信書分野に係る共通費用の負担に貢献し、信書を含む郵便物の安価な料金の維持に貢献していることに相当する。つまり、これらは、非信書をも含む郵便サービス全体についてユニバーサルサービス提供義務を負う郵便事業株式会社にとって適法な相互補助であると考えられる。

９ 他の分野における関連事業等に関する共通費用配賦基準とも異なる

- (１) 公取報告書案の「スタンドアローンコスト方式」は、ＪＲをはじめとする我が国の公益事業分野の民営化企業等の関連事業等に関する共通費用配賦の考え方とも異なる。
- (２) すなわち、これらの分野では、既存事業者の地域独占や支配的な地位が残ったまま、関連事業が周辺の事業と競争的に行われ、また、競争導入分野において新規参入事業者と競争的に事業が行われるといった関係にあるが、共通費用の配賦については、「スタンドアローンコスト方式」のような考え方はとられていない。（参考資料４）
- (３) なお、国際物流に関する収支公表基準に係る総務省令についても同様で、「スタンドアローンコスト方式」は採用されていない。

10 「欧州委員会決定に批判の声も少なくない」の事実関係

(1) 公取報告書案は、「この欧州委員会決定に対しては、批判の声も少なくなく、また、欧州委員会が、増分費用方式で算定した費用を基準として略奪的価格設定の判断を行ったことに対し、新規参入者が参入する場合には、スタンドアローンコストに相当する費用を必要とするため、決定に用いられた基準では、競争条件等が等しくならぬ旨の指摘がある。」(29 頁)の脚注で2件の海外の資料を例示しているが、これらは、後記(2)及び(3)に示すように、略奪的価格設定の判定を「スタンドアローンコスト方式」で行うべきであるとしているものではない。

ア 「批判の声も少なくなく」

→欧州委員会ディスカッションペーパー(言及なし)、ニコラデス(△)

イ 「基準では競争条件が等しくならぬ」

→欧州委員会ディスカッションペーパー(言及なし)

ウ 「スタンドアローンコストであるべき」

→欧州委員会ディスカッションペーパー(言及なし)、ニコラデス(言及なし)

※ △は下記(2)ア、エ、カ、キ参照

(2) ニコラデス教授(“Effective Competition in Network Industries”)

ニコラデスは、論文冒頭で「埋没費用」について触れているが、一般に、埋没費用は、「電気通信、電力、鉄道、石油及びガス・パイプライン、水道事業(郵便事業は含まれていない)」(Sidak and Spulber、1997、25 頁)の特性とされる。ニコラデスが、仮にこれらの事業を念頭に置いているとすれば、郵便事業について正しい理解のもとに述べられていない恐れがある。

仮に、念頭に置いていないとしても、以下のように、「スタンドアローンコスト方式」で行うべきであるとは言っていない。

ア ニコラデスは、欧州委員会が増分費用を下回る料金をつけているか否かを略奪的価格設定の判定基準の一つとして用いたことを批判しているわけでない。ニコラデス自身が、相互補助不存在の3条件の一つとして、「価格>増分費用」を挙げて説明している。(ニコラデス、2001、391 頁)

イ ニコラデスが批判しているのは、次の2つである。

ウ 第1は、欧州委員会の具体的な費用の分け方である。

エ すなわち、ニコラデスは、欧州委員会が、増分費用を判定基準とし、その実際の把握に当たって、問題となっている通販小包のサービスをやめればいくら節約できるか(回避可能費用)というアプローチでリザーブドエリアの費用と小包配送の費用を分けようとした考え方は正しいが、共通費用の分け方に問題があるとする。

オ 欧州委員会は、例えば、通販小包の量が約半分を占めるので、施設の半分は必要なくなるとして計算しているが、量が半分だからといって、ユニバーサルサービス提供に係る施設が半分で済むとは限らないし、共通費用も必ずしも半分に分けな

- ればならないことはないとし、共通費用を配賦する経済学的方法はないとする。
- カ 第2に、ニコラデスの批判は、ドイツポスト事案の欧州委員会の決定である、ドイツポストが分離した小包子会社に「市場価格」でサービスを提供するとしたことに関する。
- キ ニコラデスは、欧州委員会が、市場価格が決定できない場合に、配賦費用又は増分費用に基づくべしとしたことについて、増分費用に基づくこととするとドイツポスト子会社に有利である等の点を批判している。(ニコラデス、392頁)
- ク これに関連し、ニコラデスは、ラ・ポスト事件の第一審判決に触れ、判決の示した、ラ・ポストが仮にリザーブドエリアを有しない一私企業として課したであろう料金を基準とすべき、というのは、欧州委員会に不可能な基準を示した、と評している。(ニコラデス、393頁)
- ケ この「仮にリザーブドエリアを有しない一私企業として課したであろう料金」は、公取報告書案で言及される「スタンドアローンコスト方式」の本来の意味での算定料金と本質的に同じ考え方であるが、ニコラデスはこのような料金はあくまで推測に過ぎないと否定する。
- コ つまり、ニコラデスは、公取報告書案が提言する、「スタンドアローンコスト方式」によりコストを計算し、それより高い価格を競争分野の価格として設定すべきなどということは主張しておらず、むしろ、そのようなコスト計算は不可能であると述べている。
- (3) 欧州委員会「排他型濫用行為に対する条約 82 条の適用に関するディスカッションペーパー」
- ア 公取報告書案(29頁)は、ディスカッションペーパーを「欧州委員会決定に対しては、批判の声も少なくなく」の例示のように引用しているが、その内容は、欧州委員会決定を批判していない。(下に見るように、法的独占事業の価格設定が長期平均増分費用より低い場合は、略奪的価格と推定するとして、ドイツポストの事案を解説している。)
- イ 公取報告書案脚注 33(29頁)は、ディスカッションペーパーが、平均総費用を上回る価格設定でも略奪的価格設定となる可能性があることに言及しているが、同ペーパー(6章)は、例外的な事例を除いて、略奪的であると推定されないとしている。
- ウ すなわち、同ペーパーは、まず、価格設定を、低いほうから、平均回避費用(理論的には限界費用)より低い場合(6-2-1)、平均回避費用より高いが平均総費用より低い場合(6-2-2)、長期平均増分費用より低い場合(6-2-3)、平均総費用より高い場合(6-2-4)、に分けて分析している。(参考資料2)
- エ 平均回避費用より低い場合は、「その製品の収入<その製品に係る費用(製品の提供をやめたら回避できる費用)」なので、その製品の提供をやめた方が収入が増え、そのような価格設定は略奪的と推定できるが、平均回避費用より高い場合は、略奪

的であるとは推定されず、さらなる証拠要素がない限り（略奪的価格としての）禁止決定とはならない。

オ 長期平均増分費用より低い場合は、法的独占事業の場合は、略奪的価格と推定する。（ドイツポストの事案）

カ さらに、平均総費用を上回る場合は、例外的な事例を除いて、略奪的であると推定されないとする。

キ なお、公取報告書案では省略されているが、その例外的な事例として、同ページで具体的に紹介されているのは、定期船同盟海運のメンバー海運会社が、同盟外
の海運会社が同盟料金を下回る料金をつけてきた場合、そのルートを狙い撃ちに
して、共同的にその価格を下回る料金をつける場合である。

（４）Singham

公取報告書案脚注 35（31 頁）において、「同論文では、競争分野の費用算定については、スタンドアローンコストをベースに、公社であることに伴う様々な特典（税制上の特典、規制上の特典など）を上乗せしたコストを基準とすべきとの指摘がなされている。」と紹介しているが、同論文はスタンドコストをベースにするのではなく、インクリメンタルコスト（LRAIC：長期平均増分費用）をベースにしている。（41 頁）

（５）競争政策研究センター2004 年調査

ドイツポスト事案に対する欧州委員会の結論に対する学説等の分析は、公正取引委員会の競争政策研究センターが 2004 年に発表している、「公益分野における市場支配的地位の濫用に対する EC 競争法の適用に関する調査」に詳しいが、欧州委員会の増分費用によるとの結論に対する経済学的解釈を試みたものがほとんどであり、その結論自体を否定するものは少なく、ましてや、今回公取報告書案が提言する「スタンドアローンコスト方式」によるべきとするものはない。

（参考）略奪的価格の判定等に用いられる費用概念

1 欧州や米国における裁判所や規制当局は限界費用・可変費用を採用

「欧州や米国における裁判所や規制当局は、略奪的価格設定行為の規制として、短期限界費用を競争的価格と略奪的価格との線引き基準として位置づけ、この短期限界費用の算定が困難であることから平均可変費用をこれに代用するという学説を採用している。」（競争政策研究センター、35 頁）

2 郵便分野への競争ルール適用に関する欧州委員会告知は総費用配賦方式を採用

- （１）「留保領域を有する郵便事業者は、共通コストの配賦が困難であるため、原則的に、平均総費用相当額を競争（分野の）サービス価格に適用すべき。これは、直接コストと共通コスト、オーバーヘッドコストの適切な比率をカバーすることを意味する。量、労働時間、利用度等の客観的基準が用いられるべき。」（Notice from the Commission on the application of the competition rules to the postal sector and on the assessment of certain State measures relating to postal

services, 1998, 3.4.)

(2) この方式は、別に述べるように、現在、公社が総務省令により採っている会計基準及び準備期間中の国際物流業務の収支公表基準として本年 2 月に総務省令で定められた総費用配賦方式と基本的に同じ考え方である。

3 欧州郵便規則会計基準 (第 14 条) は総費用配賦方式を採用

4 欧州委員会委託調査は総費用配賦方式と増分費用方式の併用を提言 (CTcon)

(1) 郵便規制当局による料金妥当性確認には総費用配賦方式が採用されている。

(2) 相互補助の確認には長期増分費用方式が採用されている。(ケース・バイ・ケースで計算。)

接続規制の問題点

1 不可欠設備でなく特別な規制を行う必要はない

(1) 郵便ネットワークについては、以下のように、一般に、配達網も含め不可欠設備ではなく、電気通信、エネルギー産業等に見られるような特別な規制を必要としないとされている。

ア 「郵便事業においては、競争事業者がサービスを顧客に提供するのに必要なとする技術的ネットワークは存在しない。」(CTcon 43 頁)

イ 「郵便の場合、設備は、反トラスト法的意味において、真に不可欠でない。それらは、比較的簡単に、同じものを、あるいは、技術革新により向上させたものを、作ることができ、接続を要求することは、長期的には最も競争的な解決にならないかもしれない。」(Singham, 36 頁)

ウ 「真に不可欠な設備でないから、普通の競争ルールが適用されるべきである。」(Singham, 36 頁)

エ 「郵便局の配達網の接続について、特別な規制を行う必要性はないと考えられる。」(公正取引委員会「政府規制等と競争政策に関する研究会」報告書(平成 12 年 11 月 30 日、「郵便事業への競争導入と競争政策上の課題」))

2 ボトルネック性が低くければ、規制の必要性はなくなる

(1) 上記研究会は、他セクターでの検討において、一般に、ボトルネック性が低くなれば、規制の必要性を見直していく必要があるとしている。

ア 電気事業における送電線、ガス事業における輸送導管網、電気通信事業における加入者回線網などのネットワークは、これらの事業を営む上で不可欠なものであるが、新規参入者が自ら設置することは制度上又は事実上困難な場合が多い。」(公正取引委員会「政府規制等と競争政策に関する研究会」報告書(平成 13 年 1 月 10 日、「公益事業分野における規制緩和と競争政策」))

イ 代替ネットワークの構築により、既存事業者の有するネットワークのボトルネック性が弱まったり、解消された場合には、かかるネットワークの開放に係る仕組みについて、見直していく必要があると考えられる。」(同上)

(2) 郵便ネットワークについては、不可欠設備でないことはもちろん、メール便事業の拡大からも明らかなように、そのボトルネック性は全くないか著しく低く、接続規制の必要はない。

3 郵便事業の特性を踏まえた合理的アクセススキームが必要

(1) 他セクターと異なる郵便事業の特性

ア 公取報告書案では、電気通信事業における接続約款の作成をはじめとする接続義務を郵便事業でも採用することを提言している。しかしながら、電気通信事業と郵便事業で異なる特性について十分検討する必要がある。

イ すなわち、郵便ネットワークは不可欠設備ではないので、不可欠設備の存在する電気通信、電力、ガスなどの分野とは、アクセススキーム検討の条件が異なり、「他セクターのモデルは必ずしも適当でない。」(Rodriguez 69 頁, 71 頁, 81 頁)

ウ 例えば、電気通信においては、サービス提供者とサービス需要者の両方が変動費・固定費としてサービスを負担する（料金を支払う）仕組みであるのに対して、郵便はサービス提供者のみが変動費を支払っている。（参考資料 5）

電気通信においては、民間事業者に接続を認めた場合、接続料金だけでなくサービス需要者からの基本料金も引き続き確保されるものの、郵便の場合には接続料金のみ収入となる。

(2) 事業者間交渉を原則

以下、郵便事業の特性を踏まえ、英国やドイツ等の諸外国で採用されている合理的なアクセススキームを紹介する。

ア 英国では郵便事業体と民間事業者の交渉によって決定

(ア) 英国では、交渉義務については免許で規定されているものの、具体的な条件（料金を含む）については、郵便事業体と民間事業者の交渉によって決定されている。

(イ) この意味で、規制当局が制度的に接続料金を定めている我が国電気通信の事例とは異なる。

イ 米国の個別サービス協定は交渉結果を規制体が確認

(ア) 個別サービス協定 (Negotiated Service Agreement: NSA) は、USPS と利用者の個別契約。

(イ) 独特の差出需要への対応や費用効率的な郵便の準備による正確な区分や配達が可能となる。

(ウ) 事業者間の交渉結果は、郵便料金委員会、経営委員会の確認等を得る。

ウ 事業者間交渉が原則とされる理由

(ア) 英国や米国のアクセス条件の決定においては、事業者間の個別交渉を原則とし、必要に応じて、規制機関を関与させている。

(イ) ここでの規制機関の関心事は、特定のユーザーに対し、有利な料金を適用することを監視する点である。

(ウ) これは、先に述べたように郵便ネットワークは不可欠設備ではないので、電気通信のように交渉において競争事業者が弱い立場に立たされるということがないためであると考えられる。

エ アクセス料金に関する EU 指令 (第 12 条) は接続規制を行っていないが、個別

価格協定を認めている

「EU 指令によって均一の料金表の適用が義務づけられているが、このことは、ユニバーサルサービス提供事業者が利用者との間で価格に関する個別の協定を結ぶことを妨げない。」

オ 我が国では事業者間協議による個別価格は認められてない

(ア) 郵便料金については、現在のところ、事業者間交渉による個別料金は認められていない。

(イ) 民営化後は、郵便法の規制対象から外れる小包等については、貨物法制で相対料金が認められる。

(3) 不採算郵便物のみのアクセス防止

ア 英国での民間事業者による地方郵便物のみのアクセス防止措置

(ア) ダウンストリームアクセスを導入した英国においては、不採算郵便物のみの接続を防止する措置が導入されている。

(イ) 全国均一タイプ（公取報告書案で紹介）

アクセスされる郵便物は、郵便事業体の最終配達地の地域別プロフィールと同等でなくてはならない制約がある。この制約により、民間事業者が地方のみの郵便物をアクセスすることを未然に防止しているといえる。

(ウ) 非均一アクセス料金タイプ（公取報告書案では紹介なし）

上記全国均一タイプの制約はない。ただし、アクセス料金は地帯別に設定されており、低密度エリアにアクセスする場合には、1 通当たり料金を上回る料金を支払わなければ、郵便事業体に委託することができない。

イ 不採算郵便物のみのアクセス防止が必要とされる理由

(ア) 既存事業者にはユニバーサルサービス義務により、全国均一価格が義務づけられているため、「ダウンストリームにおいては、新規参入者が全ての高コストルートをポストに託すクリームスキミングをいかに防ぐかが問題である。」

(Singham, 37 頁)

(イ) 郵便事業は、サービス提供距離によって料金変動する電気通信と異なり、ユニバーサルサービス提供義務（USO）により均一料金を採用しているため、地方における平均費用は 1 通当たり料金を必ず上回る。

(ウ) 実際、競争事業者は、後に述べるように、利用者として、不採算地域宛の配達物のみを郵便局に再差出しすることが可能であり、そのようなことは一般によく行われる。

(エ) 英国で実施されているように、民間事業者が地方向けのアクセスのみを行うことを未然に防止する制度的措置が必要不可欠で、地方へのアクセスに係る料金は（競争事業者の上流における業務の程度にかかわらず）1 通当たり料金を上回る料金を設定することが制度的に保証されることが必要である。

(4) 利用者料金を基準とするアクセス料金

ア ドイツでは利用者料金マイナスの料金設定

- (ア) ドイツのアクセス料金は回避可能費用方式（リーテイルマイナス方式）で設定されており、配達コスト以外の要素も反映されているため割引率が高くない。
- (イ) すなわち、「ドイツポストのネットワークへの接続料金は、対象となる郵便物が下流接続ポイントに引き渡されたことによってユニバーサルサービス提供事業者が提供しなかったサービスのコストを除いた料金である。したがって、共通費用の貢献分やエンドツーエンドサービス料金からの利益分が含まれるため、これらが含まれない「コストプラス方式」による接続料金と比べて高くなる。」（WIK (2004)）。

イ アクセス料金を利用者料金を基礎とする理由

- (ア) 郵便事業においては、アクセス提供による郵便収入減少のインパクトは大きく、ユニバーサルサービスの提供問題に直結する。アクセス料金の水準設定が重要な課題となる。
- (イ) そこで、ドイツをはじめ諸外国では、利用者料金を基準とし、回避可能費用を割り引く、回避可能費用方式が一般に採用されている。

ウ （参考）回避可能費用（ECPR）方式による料金設定

- (ア) ECPR: Efficient Component Pricing Rule
- (イ) 参入者に対しては、公衆向け料金表から、既存事業者の非配達活動をしないことによる避けることができるコストを差し引いた額を課す。（Rodriguez、75頁）

収入喪失機会費用＋配達提供による回避可能費用

$$(P - C_{xi} - C_{yi}) + C_{xi} = (P - C_{yi})$$

P=利用者料金

C_{xi}=既存事業者の配達コスト

C_{yi}=既存事業者の非配達活動コスト

エ（参考）ドイツポストにおけるアクセス規制の具体的内容

（ア）経済的に無理な場合は拒否できる

- ① 免許人が免許義務のある郵便サービス提供市場において支配的な地位（marktbeherrschend）を持つ場合、同者にとって経済的に無理でない限り、要請のあるときには、その市場において同者が行う配達サービスの部分を提供しなければならない。（ドイツ郵便法第 28 条）
- ② 免許人は、もしその設備の運営能力あるいは運営上の信頼性が危機に瀕し、場合によっては、必要なサービスのための全ての利用可能なキャパシティが損なわれるならば、その部分的なサービスの提供を拒否することができる。（同 28 条）

（イ）アクセス料金は社内/社外の同一価格制でない

- ① 先に見たように、「利用者料金マイナス」が採用されており、ドイツ郵便法上、社内/社外の同一価格制とする義務はない。
- ② 一般に、取引費用の発生を考慮すれば、社外のサービス提供では、社内にはない取引費用（精算業務、社外のサービス提供者による苦情対応など）が発生するが、その費用増分をなしとするわけにはいかないと考えられる。
- ③ なお、料金認可の基準として、「特に、免許された分野において共通する基本的な労働条件の維持のために要する費用、郵便サービスをあまねく提供する費用、及び Bundes・ポスト (Bundes Post) を法的に継承したことから生じる職員の年金支払いによる費用が適切に考慮されるものとする。」とされている。（同法第 20 条）

4 公取報告書案のアクセスに係る「不公正な取引方法」問題は郵便法制が対応

- (1) 公取報告書案は、郵便ネットワークへのアクセスに関し、「仮に、競争分野において競争関係にある事業者とのアクセスを不当に拒絶したり、他の事業者を差別的に取り扱うなどの行為によって、市場での公正な競争が阻害されるおそれがある場合には、「取引拒絶」や「取引条件等の差別取扱い」などの「不公正な取引方法」に該当」するとする。（27 頁）
- (2) しかし、郵便の利用に関しては、「何人も、郵便の利用について差別されることがない。」（改正郵便法第 5 条）ため、競争事業者も含め、郵便の利用が保障されており、競争関係にある事業者の利用拒絶や他の事業者を差別的に取り扱うなどの行為は認められない。
- (3) 実際、競争事業者が、カタログ等の配送を大口の利用者から受注し、過疎地等の不採算地域宛の配達物のみ郵便局に再差出しすることは、よく行われることである。
- (4) むしろ、上記 3. (3) イに引用した Singham により指摘されているように、新規参入者が全ての不採算地宛のものを郵便物として差し出してくることをいかに防ぐかが、より重要な問題と考えられる。

消費税納付の日本と付加価値税免除の欧州諸国

1 日本(郵便業務)の消費税納付額(2004年度) → 660億円

2 欧米郵便事業体は付加価値税(VAT)免除

※付加価値税の免税対象額が不明のため、それぞれ下記の売上高を試算対象として算出。

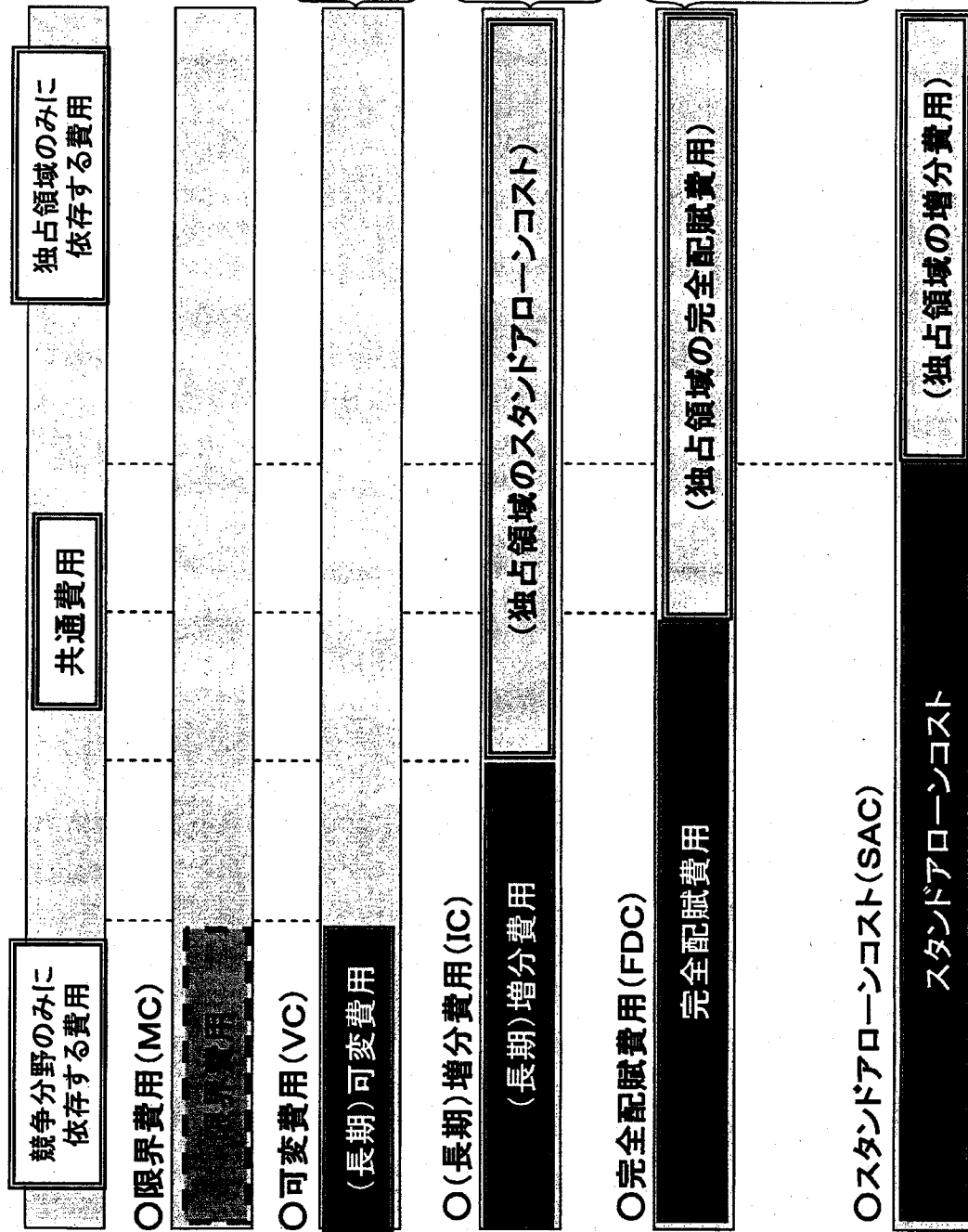
	試算対象売上高(2004) ①	為替レート ②	日本円 ③(①×②)	VAT ④	免除額 (試算) ⑤(③×④)
ドイツ	郵便 (小包除く) 12,747 百万ユーロ	140円	17,846億円	16.0%	2,855億円
フランス	郵便 (小包除く) 10,873 百万ユーロ	140円	15,222億円	19.6%	2,984億円
英国	書状・小包 8,001 百万ポンド	199円	15,922億円	17.5%	2,786億円
オランダ	郵便 3,900 百万ユーロ	140円	5,460億円	19.0%	1,037億円

費用概念の整理(対象:競争分野)

参考資料2

＜競争分野＞

＜独占領域＞



⇒MCは観測困難
なため適用不可

⇒MCの代用

・(米) The Agreed-Turner rule

⇒(長期)回避可能費用

・USO、ネットワーク産業

・ドイツポスト事例

⇒ABCにより共通費用配賦

・EU会計基準

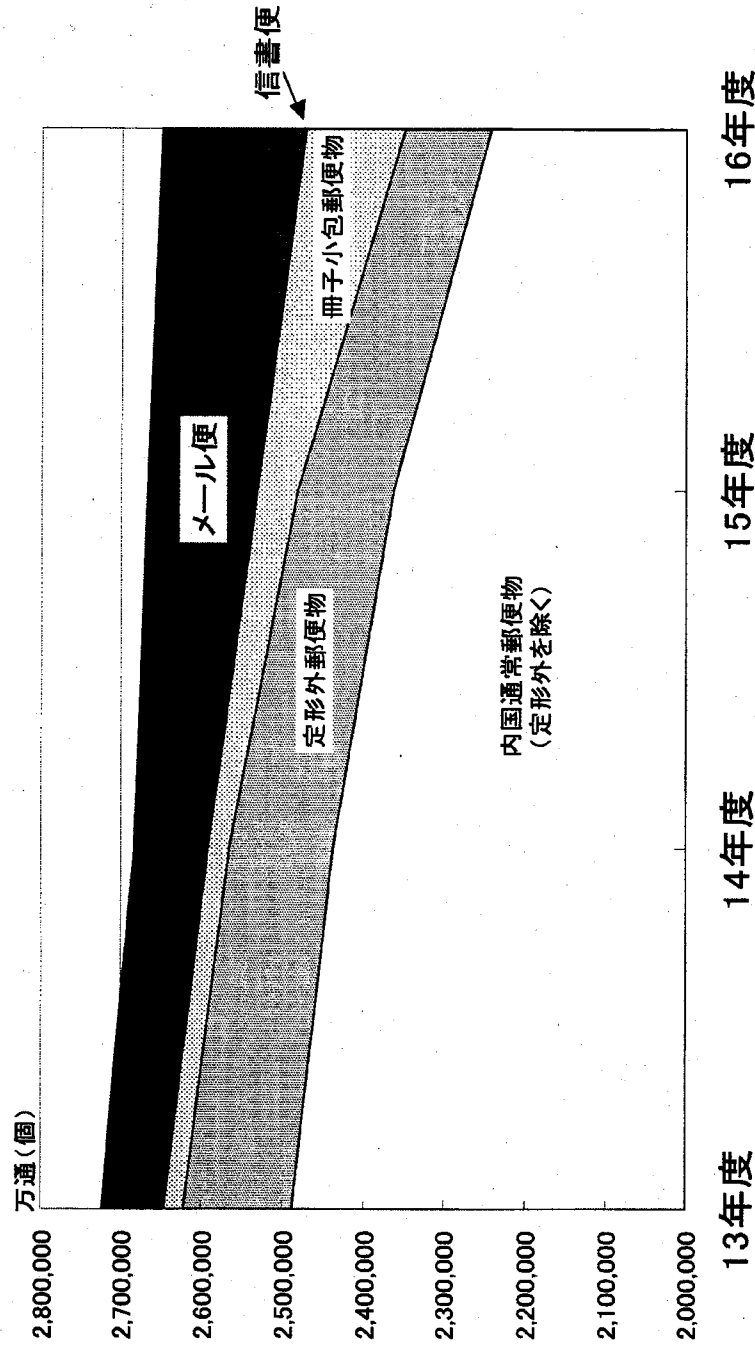
・総務省令(郵便の区分経理、
国際物流の区分経理)

・鉄道事業(JR)等の会計基準

・公取報告書提言

通常郵便・冊子小包と信書便・メール便の推移

・ 最近ではメール便が大幅に増加しているが、通常郵便・冊子小包との合計数をみると、全体では減少傾向。



区別	郵便物				メール便	信書便	合計
	通常(定形外除く)	定形外	冊子小包	合計			
13年度	2,486,722	134,868	24,943	2,646,533	-	-	2,646,533
14年度	2,437,834	126,906	27,658	2,592,398	-	-	2,592,398
15年度	2,363,602	116,843	51,583	2,532,028	15	15	2,532,058
16年度	2,243,564	105,786	121,506	2,470,856	93	93	2,470,942

注： 1 メール便の取扱数は、国土交通省及び各社資料等により作成。信書便の取扱数は総務省資料による。
2 郵便物の取扱数は、一般小包（ゆうパック）及び国際郵便を除く。

鉄道、電気通信、電気等の公益事業における共通費用等の配賦方法

	会計規則	配賦基準	別表に掲げる基準の具体例
鉄道事業	鉄道事業会計規則 (第20条)	別表に掲げる基準 によるほか 適正な基準	人件費率・運転費比 営業収益比・床面積比 固定資産価額比 等
電気通信事業	電気通信事業会計規則 (第16条)	別表に掲げる基準 によるほか 適正な基準	契約申込等件数比 販売件数比・固定資産価額比 営業収益額比 等
電気事業	電気事業会計規則 (第37条)	あらかじめ適正に定めた基準	—
ガス事業	ガス事業部門別収支計算規則 (第2条)	次の基準	(次の基準の具体例) 人員比・固定資産金額比 電力使用量比・水道使用量比 等
高速道路事業	高速道路事業等会計規則 (第17条) (第24条)	次の基準	(次の基準の具体例) 勤務時間比・人員比 固定資産金額比・面積比 等
(参考) 日本郵政公社の準備期間中の 国際物流事業	日本郵政公社の国際貨物運送 に関する事業に係る業務等 に関する規則 (第4条)	別表に掲げる基準 によるほか 適正な基準	勤務時間比、人数比 取り扱い件数比・体積比 営業収益比・営業原価比 等

参考資料5

	電気通信		電気ガス		郵便1800年代		郵便現在	
	SPP	RPP	SPP	RPP	SPP	RPP	SPP	RPP
変動費								
固定費								

(注)SPP: Sender Pays Principles, RPP: Receiver Pays Principle
 (出所) C. Felisberto, et. al. (2005) "Pricing the Last Mile in the Postal Sector"

有識者会議における有識者の意見 (民営化準備室資料より抜粋)

- 1 郵便に大きな変革が見込めないのであれば、郵便料金を上げるわけにはいか
ないと思うので、郵便事業会社は国際物流など新ビジネスに出る、生産性をあげ
て新規採用をもっと抑える、窓口会社への委託手数料率を下げる、などの対応が
重要。
- 2 この移行期間の間に、できる限り競争力を上げるべく経営努力をすべき。
- 3 信書で利益を上げられる状況を維持できるかどうか、シミュレーションが必要。
- 4 規制を緩和した場合に、イコールフットイングの観点から問題があるかどうかに
ついては、監視機関で見るべき問題として議論してはどうか。
- 5 郵便に関しては、当面退職給付引当金の関係で、人員の割り振りも変わって、こ
ういった形で当期利益が出る姿になっていきますけれども、やはりこの期間、なるべ
く競争力を強化して、それは効率化ということと同時に、新しい分野に力を入れて
いくということだと思うんですけれども、それで自立をして、じり貧をとにかく変えて
いくということが重要なんではないか。

参考文献

- Baumol, William J., J. Gregory Sidak. (1994) *Toward Competition in Local Telephony* AEI Studies in Telecommunications Deregulation, MIT Press.
- Doyle, Chris., Paul Seabright. (1994) "Predation in a Regulated Industry"
- Sidak and Spulber (1997) *Deregulatory Takings and the regulatory Contract*, Cambridge University Press
- Nicolaides, P. (2001) "Effective Competition in Network Industries: An Assessment of Commission Decision 2001/354 imposing a fine on Deutsche Post for abusing its dominant position in parcel delivery." *European Competition Law Review* issue 9, 2001.
- Reay, Ian., Frank Rodriguez. (2004) "Key economic features of postal sector" in Peter Bath (editor) *The Development of Postal Regulation -A Collection of Reviews*, The University of Bath.
- Roberts, John. (1987) "Battles for market share: incomplete information, aggressive strategic pricing, and competitive dynamics" in Truman F. Bewley (editor) *Advances in Economic Theory: Fifth World Congress*, Econometric Society Monographs, Cambridge University Press.
- Singham, Shanker. (2006) "Competition and Regulatory Issues in Network Industries: Case Study Lessons for Japanese Telecoms and Postal Sectors", *CPRC Discussion Paper Series*, CPDE-20-E, March 2006.
- The Association for Postal Commerce, the Direct Marketing Association, Mail Order Association of America, National Association of Presort Mailers, National Postal Policy Council, the Parcel Shippers Association (2003) Rebuttal comments before the Presidential Commission on the United States Postal Service". March 13,2003.
- OCT Con. (2001) *Study on the cost accounting systems of providers of the universal postal service*. The European Commission.
- European Commission. (1998) *Notice from the Commission on the application of the competition rules to the postal sector and on the assessment of certain State measures relating to postal services (98/C 39/02)*.
- WIK. (2004) *Main Developments in the European Postal Sector*. The European Commission.
- Felisberto, Cátia., Matthias Finger, Beat Friedli, Daniel Krähenbühl, Urs Trinkner. (2005) "Pricing the Last Mile in the Postal Sector".
- 競争政策研究センター [2004] 「公益分野における市場支配的地位の濫用に対する EC 競争法の適用に関する調査」 競争政策研究センター共同研究報告書。
- 公正取引委員会 [2000] 「郵便事業への競争導入と競争政策上の課題」 政府規制等と競争政策に関する研究会報告書。
- 公正取引委員会 [2001] 「公益事業分野における規制緩和と競争政策」 政府規制等と競争政策に関する研究会報告書。